
第 1 次小美玉市障がい者計画（素案）
第 2 期小美玉市障がい福祉計画（素案）

平成 2 1 年 3 月

小 美 玉 市

第1次小美玉市障がい者計画・第2期小美玉市障がい福祉計画

目次

第 部 総 論	1
第1章 計画策定について	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象者、障がい者	4
5. 計画の策定体制	5
第2章 計画の基本理念・目標	6
1. 基本理念	6
2. 基本目標	6
3. 施策の体系	8
第 部 障がい者を取り巻く状況	11
第1章 本市の現状	12
第2章 障がい者の現状	15
第3章 障がい者福祉サービスの現状と課題	20
1. 市民への理解促進・啓発	20
2. 相談・情報提供、コミュニケーション支援	23
3. 障がい福祉サービス	24
4. 保健・医療	25
5. 生活環境の整備	27
6. 就労支援	28
7. 教育・育成	29
第 部 障がい者計画	31
第1章 市民への理解促進・啓発	32
1. 障がい者に対する理解の促進	32
2. 地域ぐるみの福祉の推進	33
3. ボランティア活動の推進	33
第2章 生活支援の充実	34
1. 相談支援体制の充実	34
2. 情報提供体制の充実	35
3. 障がい福祉サービスの周知・展開	36
第3章 保健・医療の充実	39
1. 早期発見・早期治療	39
2. 自立訓練の充実	40
3. 適切な保健・医療サービスの提供	40
4. 精神障がい者に対する保健・医療サービスの充実	41

第4章 生活環境の整備	42
1. 住宅の整備	42
2. まちのバリアフリー化の推進	43
3. 防災・防犯体制の整備	43
第5章 就労の充実	45
1. 雇用機会の拡大と就労の支援	46
第6章 教育・育成の充実	47
1. 育成環境の充実	47
2. 特別支援教育の推進	48

第 部 障がい福祉計画 51

第1章 平成23年度の目標値の設定	52
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	52
2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	52
3. 福祉施設から一般就労への移行	53
第2章 福祉サービスの見込み量及び確保のための方策	54
1. 訪問系サービス	54
2. 日中活動系サービス	55
3. 居住系サービス	57
4. 相談支援	58
第3章 地域生活支援事業の見込み量及び確保のための方策	59
1. 相談支援事業	59
2. コミュニケーション支援	60
3. 日常生活用具給付事業	61
4. 移動支援事業	62
5. 地域活動支援センター事業	63
6. 市が自主的に取り組む事業	64

第 部 計画の推進に向けて 67

1. 地域福祉の推進	68
2. 広報活動・情報提供の充実	68
3. 相談支援体制の充実	68
4. 障がい者福祉施策推進のための人材の確保・育成	68
5. 計画推進の評価	68

第 部 障がい福祉に関するアンケート調査と 団体ヒアリング 69

1. 障がい福祉に関するアンケート調査	70
2. 団体ヒアリング	104

「障がい」の表記について

1 表記の変更

小美玉市では、従来、「障害」と表記していたものについて、公文書、広報等において可能なものから、法律名、省令名、団体名等のような固有の名称を除き、「障害」は「障がい」と「害」を「がい」とひらがな表記することとしました。

(例示) 障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい など

2 変更の理由

「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に「礙」や「碍」(礙の俗字)の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。

しかし、一般的に、「障害者」の「害」の字には「悪くすること」「わざわざ」などの否定的な意味があり、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気や事故などに起因するものであることから、その人を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点からも好ましくはないものと考えられます。このような理由から、市が率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることとしました。

3 今後の方針

心のバリアフリーを進めるため、今後、市が策定する計画等においては、上記のルールに従って表記します。